



浄化槽設備補助制度のご案内

下水道が整備されていない地域を対象に、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

- 補助対象**
- ・専用住宅もしくは延べ床面積の1/2以上居宅部分を有する併用住宅。
 - ・町民であって、自ら所有し、かつ居住する住宅であること。ただし、住宅を借りている者で所有者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
 - ・賃貸または売却が目的でないこと。
 - ・町税を滞納していないこと。

補助金額 設置費用の6割を助成。(設置する槽の規模により上限額があります。)

貸付制度 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合において、宅内配管工事として、合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の工事についても助成します。(上限額があります。)

◎補助金の交付を希望する方は工事着工前にご相談ください。

申請期限 9月30日(木)まで

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成について

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機および簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。購入を希望される方は、次のとおり申込み願います。

なお、助成個数には限りがありますので、予定数を超えた場合は抽選となります。申請しても必ず該当するとは限りませんのでご理解願います。

【助成手続き】

購入助成対象者

町内に居住している方。ただし、事業所等は除く。

助成金額

電動生ごみ処理機は購入額の2分の1(限度額は4万円)

簡易コンポストは自己負担額3千円で提供

申請手続き

役場(環境対策課)、中央公民館、福祉センター本館の窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入し各施設の窓口に申込みください。

また、町ホームページから申請用紙をダウンロードして郵送で申請もできます。

申込期限 5月31日(月)(郵送の場合当日消印有効)

その他

①電話での申込みはできません。

②購入方法等の詳細については、助成決定後に郵便にてお知らせします。



▲ 電動生ごみ処理機



▲ 簡易コンポスト

申込み・問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118